

## 野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（1／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
経営の継続に向けた取組を支援	<p>【経営継続補助金】  <b>※申請の受付は終了しました</b>  農林漁業者が行う、  （1）農協、森林組合、漁協等「支援機関」による計画作成・申請から実施までの伴走支援を受けた、①～③のいずれかを含む経営の継続に向けた取組を支援  ① 国内外の販路の回復・開拓  ② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換  ③ 円滑な合意形成の促進等  ※補助対象経費の1/6以上を業種別ガイドライン等に則した「接触機会を減らす生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要。</p> <p>（2）事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策</p>	<p>支援対象：  農林漁業者（個人及び法人）※常時従業員数が20人以下のもの  補助率：  （1）3/4（補助上限額は100万円（共同申請の場合は、1,000万円））  （2）定額（（1）の補助額が上限。ただし50万円まで（共同申請の場合は、50万円まで））</p>	<p>経営局経営政策課  TEL：03-6744-0576</p> <p><a href="#">▶もっと知りたい</a> <a href="#">▶紹介動画</a></p>

野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（2／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>次期作に前向きに取り組む高収益作物生産者への支援</p>	<p><b>【高収益作物次期作支援交付金】※1</b>                      ①次期作に前向きに取り組む、高収益作物の生産者に対し<u>種苗等の資材購入や機械レンタル等</u>を各生産者の減収額を超えない範囲で支援</p> <p>*運用見直しに伴う追加措置                      本交付金の10月の運用見直しにより、交付予定額が減額または交付されなくなる生産者であって、事業開始（4月30日）から10月30日までの間に、次期作に向けて、新たに機械・施設の整備や、資材等の購入又は発注を行った生産者を対象に、減額分を上限として支援。</p> <p>②需要促進に取り組む高収益作物の生産者に対し、<u>新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた取組</u>を支援</p> <p>③花きや茶等の<u>高品質なものを厳選して出荷する取組</u>を支援</p> <p>※1 政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援</p>	<p>支援対象：生産者                      補助率：                      ①5万円/10a ※2                      施設花き等：80万円/10a                      施設果樹：25万円/10a                      ②取組毎に2万円/10a ※2                      ③2,200円/人・日（作業従事者1人につき90日まで）                      ※2 中山間地域等では支援単価を1割加算</p> <p>事業実施主体：協議会等</p>	<p>（野菜等）生産局園芸作物課                      TEL：03-6738-7423                      （花き）生産局園芸作物課                      TEL：03-6738-6162                      （茶）生産局地域対策官                      TEL：03-6744-2117</p> <p><a href="#">もっと知りたい</a> <a href="#">実施要綱・要領</a>  <a href="#">紹介動画</a></p>
<p>外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援</p>	<p><b>【農業労働力確保緊急支援事業】</b>                      農業経験者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費等を支援</p>	<p>支援対象：経営体等                      補助率：定額                      事業実施主体：全国農業会議所</p>	<p>経営局就農・女性課                      TEL：03-3502-6469</p> <p><a href="#">もっと知りたい</a> <a href="#">実施要綱・要領</a></p>
<p>外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援</p>	<p><b>【農業労働力確保緊急支援事業】</b>                      人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、情報発信等に必要な経費を支援</p>	<p>支援対象：経営体等                      補助率：対象経費の1/2                      事業実施主体：全国農業会議所</p>	<p><a href="#">紹介動画</a></p>

## 野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（3／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
販売促進への支援	<p>【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】</p> <p>インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留等が生じている野菜・果実・茶・花きについて、インターネット販売を行う際の送料等を支援</p>	<p>支援対象：生産者、民間団体等</p> <p>補助率：定額</p> <p>事業実施主体：民間団体等</p>	<p>(事業全般) 大臣官房政策課</p> <p>TEL：03-6744-2089 <a href="#">▶実施要綱・要領</a></p> <p><a href="#">▶紹介動画</a></p> <p><a href="#">▶もっと知りたい</a> <a href="#">▶もっと知りたい(詳細)</a></p> <p>(野菜・果実) 生産局園芸作物課</p> <p>TEL：03-3502-5958</p> <p>(茶) 生産局地域対策官</p> <p>TEL：03-6744-2117</p> <p>(花き) 生産局園芸作物課</p> <p>TEL：03-6738-6162</p>
農業法人等が行う新規就業者への実践研修等を支援	<p>【農の雇用事業】※令和2年当初予算</p> <p>49歳以下の就農希望者を新たに正社員として雇用する際の実践研修費等を助成</p>	<p>支援対象：経営体</p> <p>補助率：定額</p> <p>事業実施主体：全国農業会議所</p>	<p>経営局就農・女性課</p> <p>TEL：03-6744-2162</p> <p><a href="#">▶もっと知りたい</a></p>
研修機関が行うシニア世代の就農希望者への研修等を支援	<p>【シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業】※令和元年度補正予算</p> <p><b>※申請の受付は終了しました</b></p> <p>研修機関が行う50代の就農希望者に対する新規就農に向けた技術習得のための研修費用等を助成</p>	<p>支援対象：研修機関</p> <p>補助率：定額</p> <p>事業実施主体：全国農業会議所</p>	<p>経営局就農・女性課</p> <p>TEL：03-6744-2162</p> <p><a href="#">▶もっと知りたい</a></p>
花きの需要喚起	<p>【公共施設等における花きの活用拡大支援事業】</p> <p><b>※申請の受付は終了しました</b></p> <p>空港、駅、学校、企業等における花きの活用拡大を通じた需要喚起の取組を支援</p>	<p>支援対象：民間団体</p> <p>補助率：定額、対象経費の1/2</p> <p>事業実施主体：民間団体</p>	<p>生産局園芸作物課</p> <p>TEL：03-6738-6162</p> <p><a href="#">▶もっと知りたい</a> <a href="#">▶紹介動画</a></p>
野菜等の生産、集出荷貯蔵、加工に必要な施設整備・改修等を支援	<p>【国産農畜産物供給力強靱化対策】</p> <p>産地と実需者が連携した輸入から国産への切り替え、継続的・安定的な供給に必要な共同利用施設の整備等を支援</p>	<p>支援対象：事業実施主体</p> <p>補助率：事業費の1/2</p> <p>事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等</p>	<p>生産局総務課生産推進室</p> <p>TEL：03-3502-5945</p> <p><a href="#">▶もっと知りたい</a> <a href="#">▶実施要綱・要領</a></p> <p><a href="#">▶紹介動画</a></p>

## 野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（4／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：農業者、集落営農組織 融資機関：日本政策金融公庫、農協等民間金融機関等	経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726  <a href="#">もっと知りたい</a> <a href="#">紹介動画</a>
売り先がなくなった農林水産物・食品の有効活用を支援	<p>【未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策】</p> <p><b>※令和2年12月28日で募集終了</b></p> <p>(1) フードバンク活用の促進対策</p> <p>①未利用食品をフードバンクに寄附する際の輸配送費</p> <p>②フードバンクの受入能力向上に必要な一時保管用倉庫、運搬用車両等の賃借料</p> <p>(2) 再生利用の促進対策 未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費</p>	<p>補助率：定額</p> <p>主な支援対象</p> <p>(1)</p> <p>①食品関連事業者、農林漁業者、都道府県・市町村、民間事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の庸車により行うもの (常温：7,000円/トン以内、 冷凍・冷蔵：8,400円/トン以内)</li> <li>・小口配送便等により行うもの (常温：70円/kg以内、 冷凍・冷蔵：130円/kg以内)</li> </ul> <p>②フードバンク</p> <p>(2)</p> <p>食品関連事業者、農林漁業者、都道府県・市町村、民間事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送費（7,000円/トン以内）</li> <li>・再生利用に係る処理費（32円/kg以内）</li> </ul>	<p>食料産業局バイオマス循環資源課 TEL：03-6744-2066</p> <p><a href="#">もっと知りたい</a> <a href="#">実施要綱・要領</a></p> <p><a href="#">紹介動画</a></p> <p><a href="#">食品関連事業者等向けチラシ</a> <a href="#">フードバンク向けチラシ</a></p>

## 野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（5／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	法人は200万円以内、 <u>個人事業者は100万円以内</u> を支給。	<p>経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183</p> <p><a href="#">もっと知りたい</a></p> <p><a href="#">農林漁業者向けパンフレット</a> <a href="#">紹介動画 (基本情報編)</a></p> <p>【個人向け】 <a href="#">申請要領</a> <a href="#">紹介動画</a></p> <p>【法人向け】 <a href="#">申請要領</a> <a href="#">紹介動画</a></p> <p>【申請ページ】 <a href="#">申請ページ</a></p>

野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（6／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>雇用調整助成金</p>	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】                      景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】                      (1) 休業等計画届の提出が不要                      (2) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象                      (3) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）の休業等については下記も適用（緊急対応期間については、令和3年2月末まで延長予定）                      (4) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前年と対前年同月比を10%から5%減少に緩和                      (5) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象                      (6) 支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日（令和3年2月末まで延長予定））までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成                      &gt;中小企業 4/5、                      &gt;大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ                      &gt;中小企業 10/10、                      &gt;大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合                      &gt;中小企業 2,400円/日加算                      &gt;大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金                      TEL：0120-60-3999</p> <p> </p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。                      &lt;提出先は<u>こちら</u>から&gt;</p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>
<p>小学校休業等対応助成金</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】                      臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成</u>。                      （令和2年2月27日から令和2年12月31日までの有給休暇に適用）                      ※適用期間は、令和3年2月末まで延長予定</p>	<p><u>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u></p> <p>（令和2年2月27日から3月31日までの有給休暇）                      ・1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>（令和2年4月1日から12月31日（令和3年2月末まで延長予定）までの有給休暇）                      ・1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター                      TEL：0120-60-3999                      受付時間9:00～21:00                      （） </p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>